

生駒市議会規則第1号

生駒市議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月7日

生駒市議会議長 片山 誠也

生駒市議会傍聴規則の一部を改正する規則

生駒市議会傍聴規則（昭和46年11月生駒市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「一般傍聴席」を「一般席」に改め、同条第2項中「車椅子専用傍聴席」を「車椅子専用傍聴者席」に改め、同条に次の1項を加える。

3 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により第1項の定員により難い場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定めることができる。

第8条第1項中「次の各号の1」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第1号中「もの」を「物」に改め、同項中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

第8条第1項第4号を次のように改める。

(4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

第8条第1項第5号を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「ときは、」の次に「会議を」を加え、「第1項第1号、第3号及び第4号に規定する物品」を「

前項第1号及び第2号に規定する物」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

第10条各号を次のように改める。

(1) 静粛にすること。

(2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。

(3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

第11条の見出し中「、映画等の撮影及び録音等」を「の撮影、録音、録画、放送等」に改め、同条第1項中「、映画等を撮影し、又は録音等」を「の撮影、録音、録画、放送等」に改める。

第12条中「速やかに」を「直ちに」に改める。

第13条中「すべて」を「全て」に改める。

第15条中「車椅子専用傍聴席」を「車椅子専用傍聴者席」に、「第3条第2項、第8条第3項、第10条第4号、第11条及び」を「第3条第2項及び第3項、第8条第2項及び第3項、第11条並びに」に、「第10条第1号及び第7号」を「第8条第1項第2号並びに第10条第2号及び第5号」に改める。

様式第2号中

区分	<input type="checkbox"/> 写真 [] <input type="checkbox"/> 映画 [] <input type="checkbox"/> 録音 [] <input type="checkbox"/> その他 []	を
----	---	---

区分	<input type="checkbox"/> 写真 [] <input type="checkbox"/> 録音 [] <input type="checkbox"/> 録画 [] <input type="checkbox"/> 録音 [] <input type="checkbox"/> その他 []	に 」
----	---	--------

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。